事 務 連 絡 令和 4 年 3 月 14 日

都道府県

各 指定都市 社会福祉法人担当課(室)御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

感染症のまん延下における社会福祉法人指導監査の特例的取扱いについて

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

従来、社会福祉法人(以下「法人」という。)に対する指導監査(以下「指導監査」という。)については、実地により行うこととしているところですが、一昨年来の新型コロナウイルス感染症のまん延状況及びその長期化に伴い、地域によっては、指導監査の円滑な実施が困難な状況が見られます。また、所轄庁である地方公共団体からも、令和3年度地方分権改革提案において、こうした状況下においては、実地によらず、書面やリモート等による方法を可能としていただきたい旨の提案が提出されたことを踏まえ、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下「指導監査実施要綱」という。)2(1)に定める一般監査(以下「一般監査」という。)について、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すこととされました。

このため、今般、指導監査実施要綱を一部改正するとともに、感染症のまん延下における一般監査について、所轄庁の判断により、特例的に実地によらず行うことができる場合の取扱いを別添のとおり定めましたので通知します。

各所轄庁におかれては、御了知の上、本特例的取扱いの適切な運用に御配慮いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対する周知にご協力をお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省 社会·援護局 福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111 (代表) 内線 2871

感染症のまん延下における社会福祉法人指導監査の特例的取扱い

1. 特例的取扱いの趣旨

感染症の感染拡大防止の観点から、実地による一般監査が困難となる期間が長期化した場合、適切な法人運営に向けた指導が行われず、ひいてはその利用者である高齢者や障害者、児童等に不利益が生じるなどの弊害も考えられることから、実地によらず、書面及びリモートの手法のみによる一般監査の実施を特例的に認めるものとする(以下、当該取扱いを「特例的取扱い」という)。

なお、平時の一般監査においても、書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせて行うことは可能であること。

2. 特例的取扱いの実施期間

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」や「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」などが発出された場合であって、実地による一般監査の実施が困難な期間の長期化が見込まれる場合に、感染症のまん延状況を踏まえ、国が特例的取扱いの実施期間を年度単位で定め、その都度通知する。

3. 特例的取扱いの内容

当該特例的取扱いの実施期間において一般監査を行う必要があると所轄庁が判断した 法人に対して、書面及びリモートによる手法のみにより、一般監査を行うことができる ものとする。

なお、ここでいう「所轄庁が判断した法人」とは、所轄庁が策定した指導監査実施計画において、一般監査の周期(3~5箇年に1回)の条件に合致しないとした法人のほか、例えば以下のようなケースが考え得るものであり、法人の運営状況に加え、当該地域における感染症のまん延状況や、感染症対策を行いながらサービス提供を継続している法人の負担も十分に考慮しながら、適切に判断すること。

- ① 関係者からの通報等があり、法人運営に問題を抱えている蓋然性が高い法人
- ② 前回監査から3年を超える間隔が空いている法人
- ③ 過去の監査において多数の文書指摘を受けている法人
- ④ 直近2筒年度の資金収支が2期連続赤字となっている法人
- ⑤ 前回監査から役員体制が大幅に交代している法人

また、「書面及びリモートによる手法」とは、法人に対し、提出書面を明確にした上で、当該書面を事前に提出させ、当該書面及び各年度に法人から提出される報告書類の内容を審査するとともに、法人役職員に対するヒアリングをリモートにより行うことを通じて、事実関係を精査・確認し、その結果を踏まえ、必要な指導を行う方法を基本とする。

4. 特例的取扱いによる一般監査後の対応

特例的取扱いによる一般監査の結果、法人運営に問題を抱えていることが明らかとなった場合には、2の「特例的取扱いの実施期間」中であるか否かにかかわず、感染症のまん延状況等を踏まえつつ、速やかに実地による指導監査の実施の可否を検討し、必要な措置を講ずること。

また、特例的取扱いによる一般監査を行った場合、通常の一般監査を行ったものとして取り扱うこととするが、会計帳簿や契約書類、預金通帳などの原本について、可能な限り速やかに実地において確認を行う必要があることから、特例的取扱いによる指導監査後の監査周期は、通常の監査周期である3箇年にかかわらず、原則として、2箇年に1回とすること。

5. その他留意事項

特例的取扱いは、必ず行わなければならないものではなく、所轄庁において、当該地域における感染症のまん延状況等を踏まえつつ、指導監査の延期も含め、適切に判断されたい。